

男女共同参画推進のための方針等

部局名 農学研究院

I 男女共同参画推進のための方針について

農学研究院は、本学の定める男女共同参画の基本理念や基本方針を踏まえ、農学研究院における男女共同参画を推進するための方針を次のように定め、その実現に向けて計画的に取り組むこととします。

II 具体的な取組とその実施計画について

1. 男女共同参画の意識の醸成

- ① 教職員を対象とする男女共同参画推進の啓発のための研修会等の定期的な実施 ー毎年7月の教授会終了後FDを実施します。
- ② 学生及び教職員への男女共同参画に関する情報提供 ーHP に男女参画コーナーを設置し、農学研究院の現状、方針、女子学生への進路選択情報等を掲載します。
- ③ 女子学生への進路選択に資する具体的な情報提供を行います。

2. 修学及び就業環境の整備

- ① 職場環境の整備 ー新キャンパス移転までの年数を勘案した上で、年次計画でトイレの改修を行います。
- ② 管理職（部門長等）を対象とする仕事と家庭生活との両立に関する研修会等を実施します。
- ③ 男女共同参画に関する部局長との意見交換会の場として、農学研究院長と女性教員との懇談会を定期的実施します。
- ④ 年次有給休暇の計画的取得や夏季休暇等の連続取得を奨励します。
- ⑤ 学生及び教職員を対象とするセクシュアル・ハラスメント等防止・対策に関する情報提供 ーHP にセクハラ対策コーナーを設置します。
- ⑥ 学生及び教職員を対象とするセクシュアル・ハラスメント等の防止啓発の為の研修会等の定期的な実施 ー毎年5月の教授会終了後FDを実施します。

3. 教員の男女比率の改善

教員の選考、採用にあたっては、本学の「教員人事の基本方針」及び「教員選考規程」に則り、女性教員の採用促進に努めます。男女比率の改善では、次のような目標の達成に努めます。

- ① 農学研究院では、当面の目標として、平成22年3月までに、女性教員数を現在の1.5倍（約7.7%）にします。（15人）
- ② 選考委員会に女性委員を参画させるよう努めます。
現時点では、女性教授、助教授の在職者が少数であるため、当分の間、本研究院外の女性教員等1名を必ずアドバイザーとして要請します。